

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会訓令第一号

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第五条関係）			
事務局長専決事項	(略)	事務局長専決事項	(略)
第一 一般的事項	(略)	第一 一般的事項	(略)
一一二五 (略)	(略)	一一二五 (略)	(略)
二十六 給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号）第五号第二号、第六号、第七号第二号及び第八号の規定による職員の設定等並びに同規則第九条に規定する承認	(略)	二十六 給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号）第五号第二号、第六号及び第七号第二号の規定による職員の設定等並びに同規則第八条に規定する承認	(略)
二七―三十一 (略)	(略)	二七―三十一 (略)	(略)
三十一 職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）第二条の規定による権衡職員の地域手当の決定及び承認	(略)	三十一 職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）第二条の規定による権衡職員の地域手当の決定	(略)
三十二・三十三 (略)	(略)	三十二・三十三 (略)	(略)
三十四 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）第六条の規定による権衡職員の設定並びに別表第一備考の規定による特地公署の認定及び別表第二備考の規定による準特地公署の認定	(略)	三十四 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）別表第一備考の規定による特地公署の認定及び別表第二備考の規定による準特地公署の認定	(略)

三十五―五十一) (略		
三十五―五十一) (略		

附 則

この人事委員会訓令は、令和七年四月一日から施行する。